平成２３年（フ）第６３６号
高知市梅ノ辻４番５号　ラ・シャンブルＫ605
債務者　合田　和昭
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６４５号
高知県南国市東崎170番地３　たちばな第２改良住宅11号
債務者　川村　秋美
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６６２号
高知市春野町弘岡中57番地20、住民票上の住所高知市長浜4266番地２
債務者　中嶋　直也
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８４号
高知市桜井町１丁目３番26号　桜井コーポ201
債務者　谷　　弘子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６９７号
高知市神田722番地１　コーポマルシン202号
債務者　濱田　　証
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４９７号
千葉県市川市南八幡３丁目７番５―303号　山喜マンション
債務者　出口　和浩
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５１１号
千葉県市川市平田３丁目５番８―304号　リズ市川平田
債務者　迫田　尚紀
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４０号
千葉市花見川区横戸町1255番地17
債務者　伊東　尚子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５２号
千葉市中央区生実町1308番地
債務者　河津　宏幸（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５６３号
千葉市緑区おゆみ野４丁目21番地４　Ｓ・Ｂハイツ105号
債務者　菊地　秀一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７４号
千葉県市川市鬼越１丁目８番17号　イオチハイツ322号
債務者　朝倉　慎一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８１号
千葉市花見川区柏井４丁目９番17号
債務者　鳥山かおり
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６０３号
千葉市中央区生実町1808番地　鴻池社宅Ｄ棟405号
債務者　佐藤　幸輔（旧姓新澤・須田　旧名幸輪）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６０４号
千葉市中央区生実町1808番地　鴻池社宅Ｄ棟405号
債務者　佐藤　純子（旧姓江刺）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６０７号
千葉県船橋市宮本８丁目30番13―205号
債務者　深澤　夕貴
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１５号
千葉県船橋市市場３丁目１番23―403号
債務者　木村みゆき（旧姓鉾岩）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３３号
千葉市若葉区若松町2147番地４
債務者　小椰　泰秀
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係